



宮 崎 県 公 報

平成28年4月4日(月曜日) 第2782号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

頁	
告 示	町村の意見…………… (商工政策課) 1
○指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1	公安委員会公告
公 告	○警備員等の検定の実施について…………… 2
○軽油引取税に係る免税証の無効公告…………… (税務課) 1	選挙管理委員会告示
○鳥獣捕獲等事業の変更の認定…………… (自然環境課) 1	○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 2
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市	○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 3

告 示

宮崎県告示第 248号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成28年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4512140130	にっこり (生活介護)	東臼杵郡門川町南町1丁目5	特定非営利活動法人ふれあい	東臼杵郡門川町南町1丁目5	平成28年4月1日	短期入所
4510300181	はーとハウス	延岡市古川町57-2	有限会社はーと介護	延岡市古川町50番地5	平成28年4月1日	短期入所

公 告

宮崎県税条例施行規則 (昭和39年宮崎県規則第3号) 第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成28年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 免税証の種類
100ℓ券1枚
- 用途
農業等
- 記号及び番号
100ℓ券G4501270
- 有効期間
平成27年7月1日から平成28年3月31日まで
- 免税証に記載した販売店の名称
こばやし農業協同組合 出口給油所

6 紛失年月日
平成28年3月2日

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第18条の7第1項の規定により、次のとおり鳥獣捕獲等事業の変更の認定をした。

平成28年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 事業者の名称
株式会社マツダコーポレーション
- 事業者の住所
延岡市松原町4丁目8931番地2
- 事業者の代表者の氏名
松田 秀人

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年4月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス川原崎店・小川商店
延岡市川原崎町 257 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
平成28年2月17日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
平成28年4月4日から平成28年5月6日まで

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第6号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

平成28年4月4日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
雑踏警備	2 級	平成28年6月30日（木）午前9時30分から午後5時ころまで

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までの間に済ませること。

- 2 実施場所
宮崎市清武町今泉丙2559番地1
宮崎県建設技術センター
- 3 定員
30人（受付先着順とする。）
- 4 受検資格
宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員
- 5 検定申請手続
 - (1) 受付期間
平成28年5月16日（月）から5月27日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - (2) 検定申請書等提出先
受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）
 - (3) 提出書類

- ア 検定申請書 1通
- イ 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）
- ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）
- エ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
- オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状
- 6 手数料
検定申請書を提出する際、13,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。
納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。
- 7 検定の方法等
学科試験及び実技試験により行う。
なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。
また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。
 - (1) 学科試験の内容
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 雑踏の整理に関すること。
 - エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験の内容
 - ア 雑踏の整理に関すること。
 - イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 8 その他
 - (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
 - (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。
 - (3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。
 - (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成28年3月12日現在次のとおりである。

平成28年4月4日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊
選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,318人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 214,482人

宮崎県選挙管理委員会告示第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成28年3月12日現在次のとおりである。

平成28年4月4日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊
日向市選挙区 16,970人

--	--